

小倉連合町内会会則

【令和8年4月改訂版】

昭和53年4月1日	制定
平成6年12月25日	一部改正
平成15年4月6日	一部改正
平成16年4月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成23年4月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和4年5月1日	一部改正
令和5年11月11日	一部改正
令和8年4月25日	一部改正

【保管用】

【目次】

第1章	総則	第1条	名称と所在
		第2条	目的
		第3条	区域・会員・入会・賛助会員
		第4条	会員の義務
		第5条	会費と徴収
		第6条	会の活動
		第7条	運営
第2章	役員及び会議	第8条	役員
		第9条	会計監査役等
		第10条	役員の任期
		第11条	役員の選出
		第12条	役員の任務
		第13条	会計監査役、顧問、相談役の任務
		第14条	役員会の構成及び審議事項
		第15条	会議
		第16条	定時総会
		第17条	臨時総会及び緊急臨時総会
		第18条	役員会
		第19条	決議
		第20条	決議の記録及び保管
		第21条	各種関連団体との協調
		第22条	行政懇談会
		第23条	通達
第3章	会計	第24条	資産の構成・収入金の保管
		第25条	会費の配分
		第26条	収支予算
		第27条	会計年度
		第28条	収支決算
第4章	会則の制定及び改廃	第29条	会則の制定及び改廃
第5章	その他	第30条	組長・副組長(組長の代理者)の選出
		第31条	組長及び副組長の任務
		第32条	会則の見直し
		第33条	関係書類の保管と申し送り
		第34条	慶弔
		第35条	事務局
第6章	附則	第36条	附則
		別添	連合町内会会長選考委員会細則 小倉連合町内会関係書類一覧表 第3条別表

小倉連合町内会会則

第1章 総則

第1条 名称と所在

本会は、小倉連合町内会(以下「本会」という。)と称し、会の事務所を小倉連合町内会長(以下「会長」という。)宅に置く。

第2条 目的

本会は、会員相互の親睦、生活環境の向上発展、健全で明るい地域の建設と地域会員の福利増進を図り、各地区町内会との連絡を密にし、本会地域環境の整備、地区町内会の諸問題の解決達成を目的とし、また、隣接団体との共存共栄を図ることを目的とする。但し、本会は、政治活動に関与しない。

第3条 区域

本会の区域は第3条の1別表に記載の区域とする。

第3条の2 会員

本会は、原則として第3条の1別表に定める区域に住所を有する個人とする。但し、近隣に居住する個人が、区域外から本会に入会を希望し、第15条(2)にある役員会(第3条の2別表)で承認された場合は会員として認める。

第3条の3 入会

第3条の2の会員条件を満たし、本会の趣旨に賛同し本会に入会しようとする者は「家族名簿」を添えて入会の手続きを取るものとする。

第3条の4 賛助会員

第3条の区域及び近隣地域の商店、企業及び団体は賛助会員として参画できる。但し、表決権は有しない。年会費は5,000円以上とする。

第4条 会員の義務

会員は、次の義務を有する。

- (1) 会員は、所属する各組の相互親睦を図り、地区町内会並びに連合町内会の円滑なる運営と健全な発展に協力する。
- (2) 会員は、本会運営のための会費を納入する。
- (3) 会員は、各組の円滑な運営のため、会合、行事などに参加する。
- (4) 会員が、転宅などで退会する場合は、速やかに所属の組長に届け出なければならない。

第5条 会費と徴収

会員は、会の運営のための会費を納入する。

- (1) 会費は、1戸当たり月額200円とし、1年間を下記の2期に分けて収する。

①前期 4月～9月(6ヶ月分) 5月31日まで

②後期 10月～3月(6ヶ月分) 11月30日まで

また、緊急の場合、役員会が必要と認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

また、徴収額は役員会で決定し、全会員に通知する。

- (2) 途中入会者の会費は、翌月分より徴収する。
- (3) 徴収した会費は返却しない

第6条 会の活動

本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区町内会の連絡調整に関すること。

- (2) 会員相互の親睦を図ること。
- (3) 職境衛生の改善を図ること。
- (4) 会員の福利厚生と文化体育に関すること。
- (5) 防災対策などの推進に関すること。
- (6) 本会内の各種団体との交流に関すること。
- (7) 隣接町内会、自治会その他関係団体との交流に関すること。
- (8) 府、市、各行政機関への地元要望事項に関すること。
- (9) 年間行事

A 文化祭

(イ) 11月3日前後の両日に小倉公民館に於ける、連合町内会及び地区町内会で開催される行事に対しては、全会員が全面的に協力する。

(ロ) その他公民館行事に対しては、側面的に協力する。

B 巨椋神社の祭礼

10月10日前後の御神輿巡行には、神社関係者の依頼により側面的に協力する。

- (10) その他本会の目的達成に必要な事項。

第7条 運営

本会の運営は、会費、寄付金及び補助金その他の収入を以て、これを運営する。

但し、寄付金は役員の承認を必要とする。

第2章 役員及び会議

第8条 役員

本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----------|-----|-----|
| (1) 連合町内会 | 会長 | 1名 |
| 同 | 副会長 | 若干名 |
| 同 | 幹事 | 若干名 |
| (2) 第1町内会 | 会長 | 1名 |
| 同 | 副会長 | 若干名 |
| (3) 第2町内会 | 会長 | 1名 |
| 同 | 副会長 | 若干名 |
| (4) 第3町内会 | 会長 | 1名 |
| 同 | 副会長 | 若干名 |

第9条 会計監査役等

本会に、次の会計監査役、顧問、相談役を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会計監査役 | 2名 |
| (2) 顧問 | 若干名 |
| (3) 相談役 | 1名 |

第10条 会長の任期

- (1) 本会の役員の任期は、1ヶ年とし、その期間は原則として毎年4月1日より翌年3月末日間とする。但し再任は妨げない。
- (2) 会長代行の任期は、前任者の残存期間とする。但し、再任は妨げない。

第11条 役員の選出

第8条役員の選出は、次の各項に順じ選出する、

- (1) 連合町内会長及び各地区町内会長は、翌年3月までに会員中より選出する。
- (2) 連合町内会副会長及び各地区副会長は、各々の会長が委嘱する。
- (3) 顧問及び相談役、会計監査役は会長が推薦し、役員会の承認により決定する。
- (4) 役員の選出については、別に細則を定める。

第12条 役員の任務

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、役員及び本会を代表し、会務を遂行する。
- (2) 本会副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは会長の指名または副会長の協議により、その1名が会長を代行する。
また、副会長は、次の任務を分担する。
 - ① 庶務(議事録その他の諸記録並びに一般庶務)
 - ② 渉外(官公庁、団体との渉外業務)
 - ③ 会計(本会財産の管理並びに出納業務)
 - ④ 企画(本会行事の企画立案)
- (3) 本会の地区町内会長は、夫々の町内会を代表し、その地域の運営に当たり、かつ会長を補佐するものとする。
- (4) 本会の地区町内会副会長は、夫々の前項(2)に順じ各々の業務を担当し、地区町内会長を補佐し、地区町内会長に支障があるときは副会長が合議の上、その

うち1名が代行し町内会運営に当たる。

第13条 会計監査役、顧問、相談役の任務

会計監査役、顧問の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会計監査役は、毎年1回年度末に、本会及び地区町内会の夫々の財産、会計帳簿及び収入、支出の状況を監査し、必要な事項については、会長及び地区町内会長に報告すると共に、会長の要請により、行政懇談会及び役員会等に出席し、本会業務の円滑なる運営を図るものとする。
また、会計年度終了後開催される臨時役員会並びに新旧役員会の業務引き継ぎ時に監査結果を報告しなければならない。
- (2) 顧問、相談役は、会長の要請により本会の円滑な運営に協力し、役員会に出席して協議に参画する。

第14条 役員会の構成及び審議事項

役員会は、会長、副会長、及び地区町内会長、副会長を以て構成し、必要に応じて会長が招集する。

役員会に於いて審議する議案は、次のとおりとする。

- (1) 本会の業務運営に関する事項
- (2) 事業計画の立案に関する事項
- (3) 収支予算、決算に関する事項
- (4) 総会に付議する事項
- (5) その他本会運営に必要な事項

第15条 会議

会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会(定時総会、臨時総会、緊急臨時総会)
- (2) 役員会(定例役員会、臨時役員会、緊急役員会)
- (3) 各種関係団体との懇談会
- (4) 行政懇談会
- (5) その他

第16条 定時総会

定時総会は、本会の新旧役員並びに新組長を以て構成し、毎年4月会長が招集する。

総会の議長は、本会副会長の1名がこれに当たる。

定時総会に於いて審議する事案は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画案に関する事項
- (2) 収支予算案に関する事項
- (3) 会費額決定に関する事項
- (4) 団体補助金交付額決定に関する事項
- (5) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (6) その他本会運営に関する事

第17条 臨時総会及び緊急臨時総会

臨時総会及び緊急臨時総会は、本会役員及び組長を以て構成し、総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき又は会長が必要と認めたときに招集する。

総会に提出する議案は、原則として総会日の1週間前にこれを通知するものとするが、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第18条 役員会

定例役員会は、第8条に定める役員を以て構成し、毎月一定の日を定め、当面する問題解決に当たるものとし、会長が招集する。

また、会長が必要と認められた場合は、会長の招集によって、臨時役員会及び緊急役員会を開催することができる。

第19条 決議

総会及び役員会に於ける議案の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

但し、賛否同数のときは、会長が決定する。

第20条 決議の記録及び保管

総会及び役員会で決議された事項は記録し、会長が保管しなければならない。

第21条 各種関係団体との協調

本会地区内で構成する各種団体及び公共の用に携わる個人と、緊密な関係を維持しなければならない。

第22条 行政懇談会

行政懇談会は、原則として毎年1回以上宇治市その他行政機関の関係者を招聘し、本会の目的遂行のため開催する。

第23条 通達

会長は、必要な会議の結果を地区町内会長を通じ、文書または口頭で組長に通知連絡し、組長は会員にその内容を連絡しなければならない。

第3章 資産及び会計

第24条 資産の構成

本会の資産は、別に定める保有財産目録記載の資産、会計、特別会計、寄付金及びその他の収入金をもって構成する。

第24条 の2 収入金の保管

会費、特別会費、寄付金、その他の収入金は預貯金で保管する。

保管は「JA京都やましろ西宇治支店」とする。

第25条 会費の配分

徴収した会費及び特別会費は、次のとおり配分する、

- | | |
|-----------|-----|
| (1)連合町内会 | 80% |
| (2)各地区町内会 | 20% |

第26条 収支予算

本会の収支予算は、役員会及び総会に諮り、これを決定する。

第27条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第28条 収支決算

本会の収支決算は、会計監査を受け、臨時役員会で承認された決算書を新旧役員会の業務引継時に新役員会に提出後、速やかに収支決算書を全会員に通知しなければならない。また、地区町内会の収支決算書も同様とする。

第4章 会則の制定及び改廃

第29条 会則の制定及び改廃

本会の会則の制定及び改廃を行うときは、役員会で決定後、総会又は総会にかわる同意文書によって諮り、構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 その他

第30条 組長・副組長(組長の代理者)の選出

組長及び副組長(組長の代理者)は、地区町内会の各組に於いて選出し、その氏名、住所、電話番号を地区町内会長へ2月15日までに届け出るものとする。

第31条 組長及び副組長の任務

- (1) 組長は、担当する組を代表し、組内を統轄してその運営に当たり、総会等に出席して連合町内会及び地区町内会の運営にも参画しなければならない。
- (2) 副組長は、組長を補佐する。
- (3) 各組に配布される連絡文書等を組内に回覧し、必要な場合はその取りまとめを行う。
- (4) 町内会を全会員所帯から徴収し、領収書を発行し、期日内に指定機関に納付する。
会費は、毎年4月～9月及び10月～3月の2期とする。
本会への会費納付期日は、最終、前期5月末日、後期は11月末日とする。
納付先は、「JA京都やましろ西宇治支店」とする。
- (5) 組内で入退会のある場合は、指定用紙に用件を記入し、署名押印して地区町内会長に届け出る。
- (6) 組内地区に新たに居住する世帯のある場合は、別紙町内会入会案内書を配布し、入会の意思ある場合5項の手続きを行う。
- (7) 途中入会者の会費は、入会月の翌月分より徴収し納付する。
- (8) 毎年度始めに、4月1日現在の組名簿を作成し、地区町内会長に届け出る。
- (9) 年間に次の取り纏めを行う、
 - ① 社会福祉協議会会員募集(会費の徴収とりまとめ)
 - ② 赤十字募金(新加入社員募集及び社費の徴収、寄付金のとりまとめ)
 - ③ 共同募金(募金の徴収とりまとめ)
 - ④ 歳末助け合い募金(募金徴収とりまとめ)
 - ⑤ その他会長及び地区町内会長より依頼のあった事項

第32条 会則の見直し

役員会は、年1回会則を見直し、現行運営に適しているかを確認する。
また、会員からの意見の申立てがあれば、併せて検討し、適切な処置を行う。

第33条 関係の書類の保管と申し送り

本会に於ける関係書類は、別添一覧表のとおりとし、会長及び地区町内会長が保管し、役員交代時に確実に申し送りを行う。

保管の期限は、10ヶ年とする。但し、特に必要と認めた書類は、(覚書、契約書)等はその限りでない。

第34条 慶弔

本会は、役員に次のとおり弔慰金を支給する。また、小倉連合町内会に多大の貢献をした者、寄付をした者、寄贈者等は会長が弔慰金の交付等を決定する。

現役連合町内会長、副会長、会計監査役、顧問、相談役、地区町内会長、及び副会長

に対して、弔慰金を支給する。

(1) 病氣見舞金(本人が1ヶ月以上入院、または自宅療養のとき)

(2) 本人が死亡したとき

(イ)本人の病氣見舞金 1万円

(ロ)本人の弔慰金 1万円と襦一對

(付記)本会は、上記の弔慰金支給に対して、返礼は一切受け取らない。

第35条 事務局

連合町内会は、必要に応じて事務局を置き、専任の事務職をおくことができる。

(但し、有償)

附則

第36条 附則

この会則は昭和53年4月1日より施行する。

この会則は平成6年12月25日一部改正する。

この会則は平成15年4月6日一部改正する。

この会則は平成16年4月1日一部改正する。

この会則は平成18年4月1日一部改正する。

この会則は平成23年4月1日一部改正する。

この会則は平成27年4月1日一部改正する。

この会則は平成30年4月1日一部改正する。

この会則は平成31年4月1日一部改正する。

この会則は令和4年5月1日一部改正する。

この会則は令和5年11月11日一部改正する。

この会則は令和8年4月25日一部改正する。

連合町内会会長選考委員会細則

次年度、連合町内会会長選考委員の選出は、連合町内会より2名を連合町内会会長が推薦し、また、各地区町内会より地区町内会会長が各々1名ずつ、計5名の会長選考委員を推薦し、本人の了解を求めた後、連合町内会が委嘱し、委嘱状を交付する。

相談役にも要請し、連合町内会会長選考委員会を結成する。

(1) 連合町内会会長選考委員会

本会役員の選出については、連合町内会会長選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、公正な役員の選出に当たる。

(2) 連合町内会会長が選考委員6名に諮り、その中より委員長及び副委員長を選出し、選考委員会を結成する。

(3) 第1回選考委員会

イ. 会則(選出方法)の確認

ロ. 連合町内会会長、各地区町内会会長の選出

ハ. 選考委員会内より、連合町内会会長候補が出た場合、本人は直ちに選考委員を退任する。

(4) 選考委員会の任務

選考委員会は、日程に基づいて選考事務を推進する。

(5) 選考委員会の解散

選考委員会は、新連合町内会会長が決定し、新役員が就任を了解した後、解散する。

小倉連合町内会関係書類一覧表

区分	連合町内会	第1町内会	第2町内会	第3町内会	
帳簿名	1	会則	会則	会則	会則
	2	役員名簿	役員名簿	役員名簿	役員名簿
		組長名簿	組長名簿	組長名簿	組長名簿
	3	会員名簿	会員名簿	会員名簿	会員名簿
	4	定例役員会議事録			
		臨時役員会議事録			
		緊急役員会議事録			
	5	本会 収支決算書	第1町内会 収支決算書	第2町内会 収支決算書	第3町内会 収支決算書
	6	本会収支予算案			
	7	現金出納帳	現金出納帳	現金出納帳	現金出納帳
		預金通帳	預金通帳	預金通帳	預金通帳
		会計証拠書類	会計証拠書類	会計証拠書類	会計証拠書類
8	本会 地域配置図	本会 地域配置図	本会 地域配置図	本会 地域配置図	
9	街路灯 設置配置図	街路灯 設置配置図	街路灯 設置配置図	街路灯 設置配置図	
10	覚書				
	契約書				
	陳情書				
11	小倉老ノ木集会所 運営委員会規定				
12	年度別 連合町内会 関係書類	年度別 第1町内会 関係書類	年度別 第2町内会 関係書類	年度別 第3町内会 関係書類	

第3条の1別表(案)

町内会		地域	地番
小倉連合町内会	第1町内会	春日森	2～11番地、12番地の一部、13～18番地
		久保	1～40番地、49番地、51番地、57～66番地、75番地、
			78番地、81番地、84～87番地、92～96番地、100番地、
			101～102番地の一部、104番地、109～116番地
		寺内	1～2番地、4～10番地、13番地の一部、14～16番地、
			21～23の一部、25～26番地、29～42番地、
	47～69番地、73番地～81番地、85番地～90番地		
	第2町内会	老ノ木	1～2番地、3番地の一部、5～8番地、
			15～16番地、23番地の一部、24番地
		天王	1番地、6～9番地、11～22番地、24～25番地の一部、
			31～32番地、36～37番地、40番地、44～45番地、
	第3町内会	東山	48番地の一部、50番地、55番地、60番地、61番地の一部、
			64番地、65番地の一部
	第3町内会	東山	1番地、3～6番地、12～13番地、15番地、
			17番地～26番地、29～30番地、
第3町内会	西山	31番地の一部、36～37番地、40番地の一部	
		1～3番地、5番地の一部、9番地、16～18番地、	
第3町内会	西山	19番地の一部、53番地の一部、	
		54番地、58番地～65番地、67～70番地の一部	

名簿更新毎に変更(令和●年●月現在)

第3条の2別表

